新型コロナウイルス支援セミナー 第３部 助成金

2020年4月16日（木）

社会保険労務士事務所ヨルベ
代表社労士　金山杏佑子

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.

はじめに

行政書士の学校主催のセミナー

⇒士業の方メインの内容となっています

目的

お客様に案内する際の概要を掴み、誤った案内をしないようにする

（特に、助成金の額の算出の部分）

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.

自己紹介

社会保険労務士事務所ヨルベ（https://www.sr-yorube.com）代表

経歴

○東京大学法学部卒業後、三井住友銀行、郷原総合コンプライアンス法律事務所に勤務。
○2019年に社労士登録・事務所開設。

仕事内容

○創業期の労務管理に注力。各種アクセラレータープログラムと連携し幅広く情報提供。
○「労務をわかりやすく」をテーマにポッドキャストを配信しています。

人事労務メディアClassWork（https://classwork.news）　4/17（金）～

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.

助成金とは

国や地方公共団体の**施策**に合った取り組みに対して交付
原則、**「雇用の安定」**につながる施策が対象

受給対象：雇用保険適用事業所の事業主
管掌　　：厚生労働省
原資　　：雇用保険料など

※今回一部例外あり

要件を満たせば、採択を経ずに支給されるもの

（※参考）補助金は、経済産業省が管掌、支給決定までには審査
→採択のプロセスがある。

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.

活用を検討する雇用関係助成金は大きく２つ

○雇用調整助成金

経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を休業させるなど「**雇用の維持**」を図るための取り組みを行った場合に、その取り組みに要した費用**（休業手当等）に対して**助成を行う制度。

○小学校休業等対応助成金

臨時休業した小学校等に通う子どもや、感染したために小学校等を休む必要がある子どもの世話を行うために休む労働者に対して、**特別休暇**を取得させた事業主に対して助成を行う制度。

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.

雇用調整助成金　①要件

○売上減少要件

前年同月比**5%**減少　**※4/1~6/30緊急対応期間の特例**

←休業のスタートが1/24～3/31の場合、前年同月比**10%**減少

（前年同月の数字がない場合、2019年12月と比較）

○休業要件

事業主の1/40（中小企業）【1/30（大企業）】以上休業させること

労使で合意した、**平均賃金の6割以上**の休業手当を支払うこと

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.

雇用調整助成金ガイドブック
（簡易版）P17

雇用調整助成金　①

○売上減少要件

・休業の実施予定時期
・対象者
・休業手当の額の算定基準と計算方法
・協定の有効期間

/30

、2

字で

事業主の1/40（中小企業）【1/3

労使で合意した、**平均賃金の6割**

3．休業協定書（例）

○○株式会社と○○株式会社労働組合とは、休業の実施に関し下記のとおり協定する。

一斉短時間休業を行わない場合はこれらの規定は不要です。

記

1．休業の実施予定時期等
休業は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの○カ月間において、これらの日を含め○日間実施する。
ただしそのうち○日間は短時間休業とする。

2．休業の時間数
休業は、始業時刻（9時00分）から終業時刻（17時00分）までの間行う。
ただし短時間休業の場合、この時間帯のうち4時間行う。

3．休業の対象者
休業の対象者は全従業員とし、休業実施日においてはそのうち概ね○人をできる限り輪番によって休業させるものとする。
ただし短時間休業の場合は全従業員を一斉に休業させる。

4．休業手当の額の算定基準
休業中は、1日当たり、次の(1)によって算定した額の○%相当額の休業手当を支給する。
ただし短時間休業の場合、1時間当たり、次の(2)によって算定した額の同率相当額の休業手当を支給する。
なお賃金には○○手当と○○手当を含むものとする。
(1) 1日当たりの賃金額の算定方法
イ．月ごとに支払う賃金　その月額÷1月の所定労働日数
ロ．日ごとに支払う賃金　その日額
ハ．時間ごとに支払う賃金　その時間額×1日の所定労働時間数
(2) 1時間当たりの賃金額の算定方法
イ．月ごとに支払う賃金　その月額÷1月の所定労働日数÷1日の所定労働時間数
ロ．日ごとに支払う賃金　その日額÷1日の所定労働時間数
ハ．時間ごとに支払う賃金　その時間額

5．雑則
この協定は令和○年○月○日に発効し、令和○年○月○日に失効する。

令和○年○月○日

○○工業株式会社
代表取締役　○○○○　印

○○株式会社労働組合
執行委員長　○○○○　印

17

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.

雇用調整助成金ガイドブック
（簡易版）P17

雇用調整助成金　①

○売上減少要件

・休業の実施予定時期
・対象者
・休業手当の額の算定基準と計算方法
・協定の有効期間

/30

、2

字で

事業主の1/40（中小企業）【1/3

労使で合意した、**平均賃金の6割**

（事業主の方へ）

雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）

～雇用維持に努力される事業主の方々へ～

緊急対応期間

（４月１日～６月30日）

このガイドブックは、**緊急対応期間（令和２年４月１日～６月30日）に休業を実施した場合**についての支給要件や助成額、申請方法等をわかりやすく記載した簡易版です。

その他の期間に休業を実施した場合は助成額等が異なります。

このほか、教育訓練を実施した場合等、出向者を休業させた場合等については、通常版のガイドブックを参考にしてください。

厚生労働省
都道府県労働局
ハローワーク（公共職業安定所）
令和２年４月１５日現在

PL020415企01

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.

雇用調整助成金　②助成額

上限額8,330円

○雇用保険の被保険者の方（週20時間以上）

事業場における平均賃金額×休業手当の支払率　×助成率

（中小企業は**4/5**、大企業は2/3 →解雇を行わない場合9/10、3/4）

前年度の雇用保険の算定基礎となる賃金総額
÷
［前年度の雇用保険被保険者数×年間所定労働日数］

休業協定書で定める

平均賃金の6割以上

※実際に支払った休業手当の額と連動しません。

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.

様式特第８号助成額算定書（新型コロナウイルス感染症関係）

雇用調整助成金助成額算定書

千の桁以上の数字を入力してください

（事業所名）	（事業所番号）		
（１） 前年度１年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額		,000	円
（２） 前年度１年間の１箇月平均の雇用保険被保険者数			人
（３） 前年度の年間所定労働日数			日
（４） 平均賃金額 ［(1)／（(2)×(3)）］			円

	休業 全日	休業 短時間	教育訓練
（５） 休業手当等の支払い率 ※就業規則、休業等協定によって定められた、休業手当の支払率又は教育訓練中の賃金の支払い率。	%	%	%
（６） 基準賃金額 ［(4)×(5)］	円	円	円
（７） １人日当たり助成額単価 ［(6)×助成率（ 2/3 ）］ ※基本手当日額の最高額を超える時は当該最高額。	円	円	円
（８） 月間休業等延日数	①（９号⑧から転記）	②（９号⑫から転記）	③（９号⑯から転記）
※様式特第９号の⑧、⑫及び⑯欄から転記。	人・日	人・日	人・日
（９） 教育訓練に係る加算額 ［(8)×加算額（ 1,800 円 ）］			0 円
（10） 支給を受けようとする助成額 ［休業の場合(7)×(8)］［教育訓練の場合(7)×(8)＋(9)］	0 円	0 円	0 円
（11） (10)の小計	④ 0 円		⑤ 0 円
（12） (11)の合計	0 円		

※ （１） 欄は千円未満の端数を切り捨てた値、（２） 及び （３） 欄は小数点以下の端数を切り捨てた値、（４） 及び（６） ～ （８） 欄は小数点以下の端数を切り上げた値を記入して下さい。

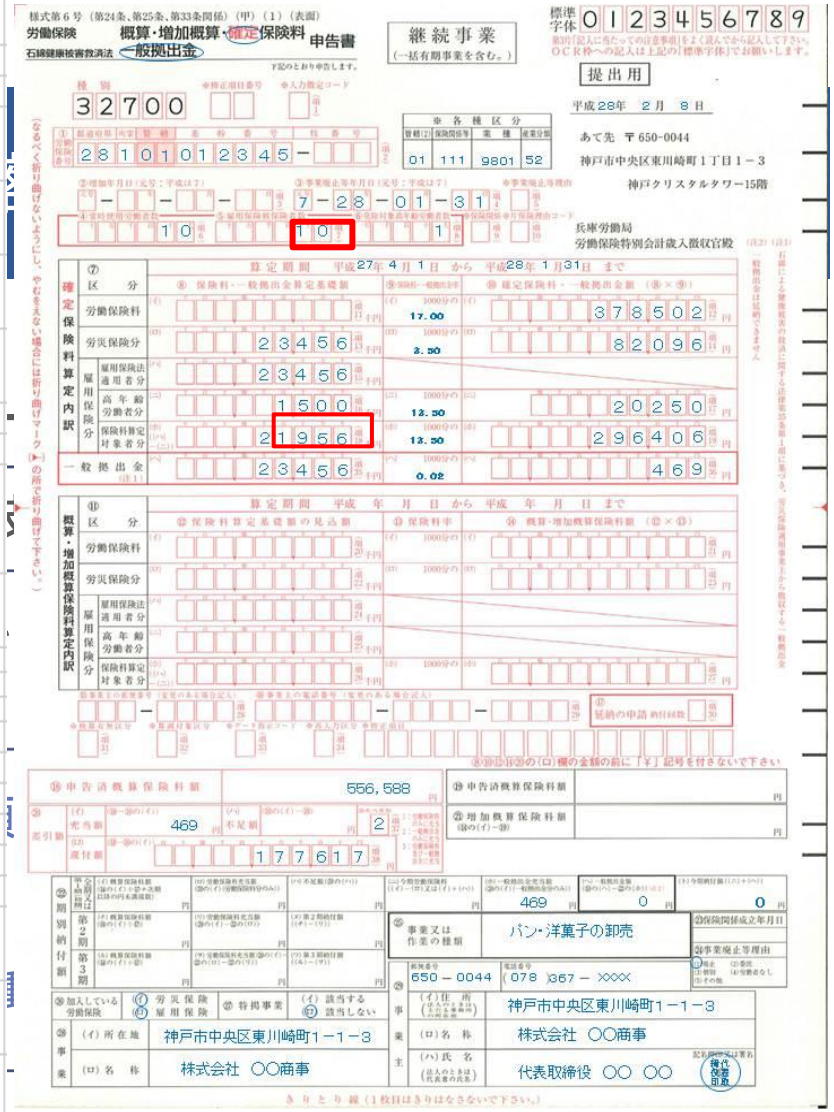
様式第６号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（１）（表面）
労働保険 石綿健康被害救済法 概算・増加概算・確定保険料 一般拠出金 申告書
継続事業（一括有期事業を含む。）
標準字体 0123456789
提出用
平成28年 2月 8日
あて先 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町１丁目１－３ 神戸クリスタルタワー15階
兵庫労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿
32700
28101012345－
01 111 9801 52
7－28－01－31
10 10 1
確定保険料算定内訳
算定期間 平成27年4月1日から平成28年1月31日まで
労働保険料 17.00 378502
労災保険分 23456 3.50 82096
雇用保険法適用者分 23456
高年齢労働者分 1500 13.50 20250
保険料算定対象者分 21956 13.50 296406
一般拠出金 23456 0.02 469
概算・増加概算保険料算定内訳
算定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
⑯申告済概算保険料額 556,588
⑲申告済概算保険料額
⑳増加概算保険料額
㉑差引額 469 2
㉒期別納付額 第2期 第3期 469 0 0
㉓事業又は作業の種類 パン・洋菓子の卸売
㉔事業廃止等理由
㉕事業 650－0044 (078)367－XXXX
㉖事業 (イ)所在地 神戸市中央区東川崎町１－１－３ (ロ)名称 株式会社 ○○商事 (ハ)氏名 代表取締役 ○○ ○○
㉗事業 (イ)所在地 神戸市中央区東川崎町１－１－３ (ロ)名称 株式会社 ○○商事
きりとり線（１枚目はきりはなさないで下さい。）

ん。

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.

雇用調整助成金　②助成額

○雇用保険の被保険者以外の方（週20時間未満）

期間中に支払った休業手当×助成率

（中小企業は**4/5**、大企業は2/3 →解雇を行わない場合9/10、3/4）

⍰⍰← 「**緊急雇用安定助成金**」の対象です。

※実際に支払った休業手当の額と連動します。

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.

雇用調整助成金　③申請の流れ

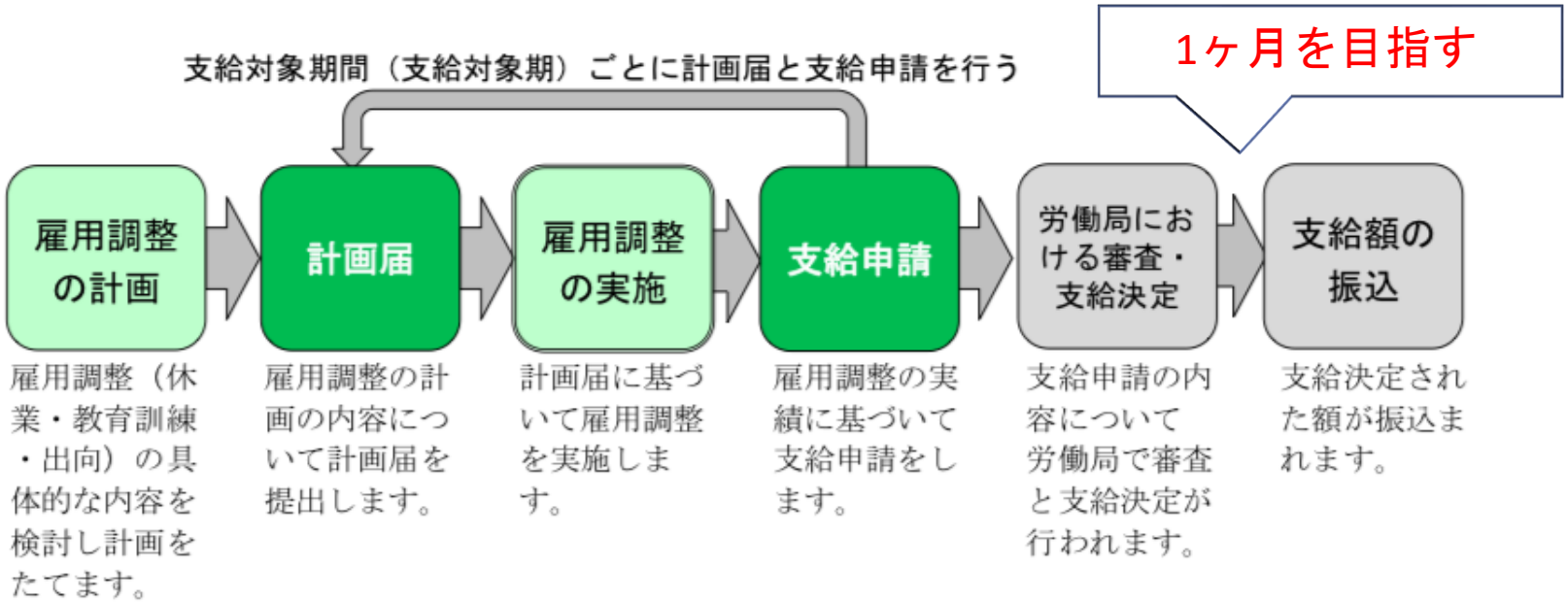

まずすべきことは、**休業計画の策定、休業手当の支払率の決定、休業協定書の締結**です。6/30までの緊急対応期間については、**計画届の事後提出**が認められています（**初回のみ**）。

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.

雇用調整助成金　④必要書類

計画届の提出に必要な書類（休業）　6/30まで事後提出可

	書類名	備考
①	様式第１号（１） **休業届実施計画（変更届）**	
②	様式第１号（２） **雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書**	【添付書類】 **「売上」がわかる既存書類の写し**でも可 （売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿等）
③	**休業協定書**	【添付書類】 （労働組合がある場合）組合員名簿 （労働組合がない場合）労働者代表選任書 ※事後提出の場合、実績一覧表の署名または記名・押印があれば省略可
④	**事業所の規模を確認する書類**	**既存の労働者名簿及び役員名簿**で可 ※中小企業の人数要件を見たしている場合、資本額を示す書類は不要

※　②～④は２回目以降の提出は不要

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.

雇用調整助成金　④必要書類

支給申請に必要な書類（休業）

	書類名	備考
①	様式第特第６号 **支給要件確認申立書・役員等一覧**	計画届に役員名簿を添付した場合は不要
②	様式第７号または10号 **（休業等）支給申請書**	自動計算機能付き様式
③	様式第８号または11号 **助成額算定書**	自動計算機能付き様式
④	様式第９号または12号 **休業・教育訓練実績一覧表**	自動計算機能付き様式
⑤	**労働・休日の実績に関する書類**	ア．出勤簿、タイムカードの写しなど **（手書きのシフト表などでも可）** イ．就業規則または労働条件通知書の写しなど
⑥	**休業手当･賃金の実績に関する書類**	ア．賃金台帳の写しなど **（給与明細の写しなどでも可）** イ．給与規定または労働条件通知書の写しなど

このほか、審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.

小学校休業等対応助成金　要件・助成額

○休業の要件

・コロナ対応として臨時休業等をした小学校等に通う子供

・感染したまたは感染した恐れがある小学校等に通う子供

の世話をするために会社を休むこと

○賃金の要件

・有給とは別枠で休ませること（特別休暇として休ませること）

・有給と同額の計算で賃金を支払うこと

○助成額

特別休暇に支払った賃金（上限8,330円）の全額

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.

注意点

○要件が緩和されたとはいえ、適正な労務管理がなされていることが前提

○不正受給がないよう十分に注意する必要があります

（例：休んだ「ことにする」、教育訓練を受けた「ことにする」
休業手当を支払った「ことにする」など）

本助成金を受給する事業主は、その他次の要件を満たしていることが必要です。

① 雇用保険適用事業主であること。

② 「受給に必要な書類」について、

a 整備し、

b 受給のための手続に当たって労働局等に提出するとともに、

c 保管して労働局等から提出を求められた場合にそれに応じて速やかに提出すること。

③ 労働局等の実地調査を受け入れること

ご不明な点がございましたらご連絡ください。

社会保険労務士事務所ヨルベ　info@sr-yorube.com

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.

参考：雇用調整助成金

○厚生労働省ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukikin/pageL07.html

○ガイドブック（簡易版）【4/15版】

https://www.mhlw.go.jp/content/000622165.pdf

○申請様式ダウンロード

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

○概要まとめ（note）

https://note.com/sr__yorube/n/n695810a1a3ff

Copyright © 社会保険労務士事務所ヨルベ, All rights reserved.